

職場における労働条件や解雇などについて相談したい

| | |
|------|---|
| 事業名 | いばらき労働相談センター事業 |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】 県内の企業の経営者・労務担当の方、労働者の方</p> <p>【支援の内容】 各種労働相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、専門の相談員が電話及び面談にてアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料、秘密は厳守します。</p> <p>【利用方法等】 ○いばらき労働相談センターへ直接ご連絡ください。 TEL：029-233-1560 ○なお、電話によるご相談のほか、メールによるご相談もお受けしておりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。 メールでのご相談の場合には、いばらき労働相談センター相談員から折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。 メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp</p> <p>【問い合わせ先】 いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560 相談時間：平日 9:00～19:00（相談受付は18:30まで） 第2・4土曜日 9:00～15:00（相談受付は14:30まで） ※祝日・年末年始は休業 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html</p> <p>各地区で面談を希望する場合は、いばらき労働相談センターの相談員が出張面談を行いますので、事前にいばらき労働相談センターへご連絡ください。 面談場所：各地区就職支援センター内 相談時間：平日 9:00～16:00（相談受付は15:30まで） ※土・日・祝日・年末年始は休業</p> |

従業員のメンタルヘルスについて支援を受けたい

| | |
|------|---|
| 事業名 | (公財)茨城カウンセリングセンター |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、 勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】 勤労者、企業の人事労務担当者等</p> <p>【支援の内容】</p> <p>1 カウンセリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設のカウンセリングルームにおいて、こころの問題でお悩みの方のために専門の カウンセラー（相談員）がご相談に応じています。 ※カウンセリングは予約制ですので、まずはお電話でお申し込みください。 <li style="padding-left: 2em;">029-225-8580 <li style="padding-left: 2em;">相談日時：月～土 午前10時～午後6時（日曜、祝日は休みです） <li style="padding-left: 4em;">※土曜日は午後5時まで <li style="padding-left: 2em;">場 所：茨城県産業会館 14 階（水戸市桜川 2-2-35） <li style="padding-left: 2em;">料 金：1 回につき4,000 円＋消費税（面接時間は約 50 分です） <p>2 働きやすい職場づくり</p> <p>① 職場への講師派遣・コンサルティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して働けるための職場の人間関係や管理職のあり方、働く人のうつや心身症の 理解と対応、職場復帰支援、ハラスメント防止の取り組みなどの研修に講師を派遣 します。 ・また、職場での研修企画やメンタルヘルスの具体的対応等についてのコンサルティ ングにも応じます。 <p>② メンタルヘルス法人契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の事業所等と契約し、相談料を事業者負担とする形で従業員のメンタルヘルス 相談を実施しています。従業員の方がカウンセリングを受けやすくなる制度です。 <p>【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>【問い合わせ先】 (公財)茨城カウンセリングセンター 所在地：水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 TEL：029-225-8580 FAX：029-225-1872 E-mail：iccnet@sunshine.ne.jp http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/</p> |

外国人雇用に関する相談をしたい

| | |
|------|---|
| 事業名 | 外国人材活躍促進事業 |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、 相談・助言 、その他 |
| 事業要旨 | 外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の県内定着を図ることで、継続的かつ安定的に人材・労働力を確保します。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】 外国人材を雇用したい県内事業所、外国人材の定着に課題を抱える県内事業所</p> <p>【支援の内容】</p> <p>1 「茨城県外国人材支援センター」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地 水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1階 ・受付時間 平日 9時00分～17時00分（土日祝祭日及び年末年始を除く） ・相談料：無料 電話番号 029-239-3304 E-mail info@ifc.ibaraki.jp <div style="text-align: right;">  </div> <p>2 支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内就職を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング ・アドバイザーによる相談対応 ・行政書士や社会保険労務士による定期無料相談会の実施 ・企業向け各種支援セミナーの実施 ・外国人材向け日本語学習 e-ラーニングシステムの提供 等 <p><外国人材からの生活全般に関する相談はこちら> (公財) 茨城県国際交流協会「外国人相談センター」 受付時間：平日 8時30分～17時00分（土日祝祭日及び年末年始を除く） 電話番号：029-244-3811</p> <p>【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>【問い合わせ先】 茨城県外国人材支援センター 所在地：水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1階 受付時間：平日 9時00分～17時00分（土日祝祭日及び年末年始を除く） TEL：029-239-3304 FAX：029-239-3305 URL：https://ifc.ibaraki.jp/</p> |

雇用調整の際に助成を受けたい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 雇用調整助成金 |
| 対象分野 | 金融支援、 経営支援 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援 、その他 |
| 対象分類 | 融資、 補助金等 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、国が休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所 ・支給対象労働者：雇用保険被保険者 <p>【支援の内容】</p> <p>○主な支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、中小企業の場合10%を超えてかつ4人以上増加していないこと ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること <p>○助成内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成率：休業手当又は賃金相当額の2/3（1/2） ・教育訓練を行った場合の加算額：1,200円/1人1日 ・支給限度日数：1年間で100日 <p style="margin-left: 20px;">※受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">※（ ）内は大企業の助成率となります。</p> <p>【申請方法等】</p> <p>詳細は下記までお問い合わせください。</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>○最寄りのハローワーク</p> <p>○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235</p> <p>茨城労働局HP</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html</p> <p>厚生労働省HP</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html</p> |

就職・再就職の支援が必要な方等を雇い入れたい

| | |
|------|---|
| 事業名 | トライアル雇用助成金 |
| 対象分野 | 金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 |
| 対象分類 | 融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとさせていただくことを目的とした制度で、雇い入れた事業者に対して、助成金が支給されます。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】 次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。</p> <p>①紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ②紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※¹ ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※²に就いていない期間が1年を超えている ④60歳未満の安定した職業に就いていない者で、ハローワーク等で担当者制等による個別支援を受けている ⑤紹介日において就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³</p> <p>※¹ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※² 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※³ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者 ※その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p> <p>【支援の内容】 支給額：対象者1人につき、月額最大40,000円（最長3か月間） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合</p> <p>【利用方法等】 詳細については、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。</p> <p>【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235 茨城労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html</p> |

働き方改革の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 働き方改革優良（推進）企業認定制度 |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他 |
| 事業要旨 | 業務効率化などの生産性の向上と労働環境の改善に取り組み、優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定し、特に優れた取組について公表することにより、働き方改革の取組を促進するとともに、働き方改革を積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。 |
| 事業概要 | <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県内に本社、本店、又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること ・「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること 等 <p>【認定基準、メリット等】</p> <p><u>推進企業</u></p> <p>働き方改革に向けての取組を「多様な働き方」、「業務効率化」、「多様な人材の活用」の3項目に分類し、3項目すべての取組を行っていることを条件として、取組の数に応じ点数化。さらに、各制度の運用強化の取組等を加点し、50点満点中30点以上（従業員100人未満は26点以上）の企業を認定。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で推進企業として公表します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 <p><u>優良企業</u></p> <p>上記、推進企業の条件をクリアし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定外労働数（総労働時間数） ・平均週労働時間60時間以上の割合 ・年次有給休暇取得率（日数） ・離職率 ・出産した女性の就業継続割合 ・男性の育児休業取得率 <p>に平均値以上の数値基準を設け、点数化。</p> <p>上記、推進企業の点数との合計が、35点以上（従業員100人未満は30点以上）であり、1項目以上の加点がある企業を認定。</p> <p>[メリット]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で優良企業として公表します。 ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の優良企業の特集ページで紹介します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇措置を受けられます。 ・特に優れた取組を、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。 <p>【申請方法等】</p> <p>下記申請書類を作成の上、県労働政策課あてご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号） ②誓約書（様式第2号） <p>※様式はこちらから入手できます。</p> <p style="text-align: center;">https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/application_documents.html</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 FAX：029-301-3649</p> |

【支給額】

60万円

※プラチナくるみん認定事業主の支給額を15万円加算

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 両立支援等助成金（育児休業等支援コース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 |
| 対象分類 | 融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。 |
| 事業概要 | <p>【支給対象となる取組】 育休復帰支援プランの策定、導入により育児休業の円滑な取得、復帰に取り組んだ中小企業事業主に助成します。</p> <p>【支給額】</p> <p>1 育休取得時・職場復帰時 (ア)育休取得時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） (イ)職場復帰時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人）</p> <p>2 育児休業等に関する情報公表加算 「育休取得時」「職場復帰時」のいずれかの支援額に2万円を加算（1企業あたり1回限り）。要件は「出生時両立支援コース」と同様です。</p> <p>詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html</p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371</p> |

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。 |
| 事業概要 | <p>【支給対象となる取組】</p> <p>育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小事業主に助成します。</p> <p>【支給額】</p> <p>1 手当支給等（育児休業） 最大 140 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4）</p> <p>2 手当支給等（短時間勤務） 最大 128 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4）</p> <p>3 新規雇用（育児休業） 代替期間に応じた額を支給</p> <p style="margin-left: 20px;">最短：7日以上 14 日未満： 9万円</p> <p style="margin-left: 20px;">最長：6か月以上： 67.5 万円</p> <p><加算等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業等に関する情報公表加算 支援額に2万円を加算（1 企業あたり 1 回限り） 要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 ○ 有期雇用労働者加算：10 万円加算（業務代替期間が1 か月以上の場合に限る。） ○ 1・3について、プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支給人数・年数の上限は、1～3を全てあわせて、1 年度 10 人まで、初回の対象者が出てから5年間支給 ○ 1・3は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第1種）、育児休業等支援コース（育休取得時）のいずれかと併用可能 <p>詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html</p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371</p> |

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

| | |
|------|---|
| 事業名 | 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 |
| 対象分類 | 融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。 |
| 事業概要 | <p>【主な要件】</p> <p>①育児を行う労働者の柔軟な働き方を選択できる制度を2つ以上導入すること</p> <p>②「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」※により、柔軟な働き方に関する制度の利用及び利用後のキャリア形成を円滑にすることを支援する方針を社内周知すること</p> <p>※「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」：育児を行う労働者が、柔軟な働き方に関する制度の利用や利用終了後のキャリア形成を円滑に行うことができるようにするため、事業主が労働者ごとに作成する計画</p> <p>③助成金の対象労働者（制度利用者）と面談を実施し、「面談シート」に記録すること</p> <p>④面談結果を踏まえ、制度利用者の「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を作成すること</p> <p>⑤開始から6か月間で柔軟な働き方を可能とする制度を指定の基準以上利用すること</p> <p>【柔軟な働き方を選択できる制度】</p> <p>A 始業終業時刻の変更等</p> <p>①フレックスタイム制…日々の始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定</p> <p>②時差出勤制度…始業・終業時刻の1時間以上の繰り上げまたは繰り下げ</p> <p><利用実績の基準>合計20日以上利用</p> <p>B 育児のためのテレワーク等</p> <p>自宅等での勤務を勤務日の半数以上、時間単位で所定労働時間を変更せず利用可能</p> <p><利用実績の基準>合計20日以上利用</p> <p>C 短時間勤務制度</p> <p>所定労働時間を1日1時間以上短縮、1日6時間とする以外の短縮時間も利用可</p> <p><利用実績の基準>合計20日以上利用</p> <p>D 保育サービスの手配・費用補助制度</p> <p>労働者の子に対する一時的な保育サービスを手配し、当該サービスの利用に係る費用の全部または一部を補助</p> <p><利用実績の基準>負担額の5割以上かつ3万円以上または10万円以上の補助</p> <p>E 子の養育のための有給休暇</p> <p>①子の養育を容易にするための休暇制度…</p> <p>有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度</p> <p>②法を上回る子の看護休暇制度…</p> <p>法定の子の看護休暇制度を上回るものとして、有給、年10日以上取得可能、時間単位取得可能な休暇制度</p> |

<利用実績の基準>合計 20 時間以上取得

【助成額】

柔軟な働き方選択制度等を2つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合：20万円

柔軟な働き方選択制度等を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合：25万円

※1年度あたり1事業主5人まで対象

※育児休業等に関する情報公表加算（1回限り、2万円）の適用あり

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

仕事と介護の両立推進のための助成を受けたい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 |
| 対象分類 | 融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。 |
| 事業概要 | <p>【支給対象となる取組】 介護支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成します。</p> <p>【支給額】</p> <p>①介護休業 40万円</p> <p>②介護両立支援制度 制度を1つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20万円 制度を2つ以上導入し、対象労働者が制度を1つ以上利用した場合 25万円</p> <p>③業務代替支援 新規雇用 20万円 手当支給等（介護休業）5万円 手当支給等（短時間勤務）3万円</p> <p>※①～③それぞれ1事業主5人まで 制度利用期間に応じて増額あり</p> <p>④環境整備加算10万円 ※1事業主あたり1回に限り加算</p> <p>詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html</p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371</p> |

不妊治療の休暇取得促進のための助成を受けたい

| | |
|------|--|
| 事業名 | 両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。 |
| 事業概要 | <p>【支給対象となる取組】</p> <p>不妊治療や月経や更年期といった女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、利用可能な制度の規定や周知を行い、労働者に利用させた中小企業事業主に支給する。</p> <p>※それぞれの両立支援制度 (1)休暇制度（多目的・特定目的とも可）、(2)所定外労働制限制度、 (3)時差出勤制度、(4)短時間勤務制度、(5)フレックスタイム制、(6)在宅勤務等</p> <p>【支給額】</p> <p>A 不妊治療のための良質支援制度を5日（回）利用 30万円 B 月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 C 更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 ※それぞれ1事業主あたり1回限り</p> <p>詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html</p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371</p> |

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

| | | | | | | | | | |
|----------|---|-------|--|--------|---|---------|---|----------|---|
| 事業名 | いばらき賃上げ支援金 | | | | | | | | |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 | | | | | | | | |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 | | | | | | | | |
| 事業要旨 | 中小企業等が実施する大幅な賃上げに対し、支援金を交付し、物価上昇を上回る賃上げを促進します。 | | | | | | | | |
| 事業概要 | <p>【対象者】 最低賃金近傍で雇用する労働者の賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者</p> <p>【支給要件等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">支給対象者</td> <td>1時間当たりの賃金を1,010円（最低賃金プラス5円）以下の額から35円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の1時間当たりの賃金が1,040円以上となること）</td> </tr> <tr> <td>支給額・上限</td> <td>○支給額 正規雇用労働者1人あたり5万円 非正規雇用労働者1人あたり3万円 ○支給上限額：1事業所あたり最大50万円</td> </tr> <tr> <td>対象賃上げ期間</td> <td>令和7年4月1日～令和8年1月30日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金プラス5円の額が対象となる</td> </tr> <tr> <td>募集期間（予定）</td> <td>令和7年6月2日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</td> </tr> </table> <p>【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html</p> | 支給対象者 | 1時間当たりの賃金を1,010円（最低賃金プラス5円）以下の額から35円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の1時間当たりの賃金が1,040円以上となること） | 支給額・上限 | ○支給額 正規雇用労働者1人あたり5万円 非正規雇用労働者1人あたり3万円 ○支給上限額：1事業所あたり最大50万円 | 対象賃上げ期間 | 令和7年4月1日～令和8年1月30日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金プラス5円の額が対象となる | 募集期間（予定） | 令和7年6月2日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります |
| 支給対象者 | 1時間当たりの賃金を1,010円（最低賃金プラス5円）以下の額から35円以上引き上げた中小企業・小規模事業者等 （労働者全員の1時間当たりの賃金が1,040円以上となること） | | | | | | | | |
| 支給額・上限 | ○支給額 正規雇用労働者1人あたり5万円 非正規雇用労働者1人あたり3万円 ○支給上限額：1事業所あたり最大50万円 | | | | | | | | |
| 対象賃上げ期間 | 令和7年4月1日～令和8年1月30日までに実施される賃上げ ※期間中に県の最低賃金が改正された場合、改正日以降は新たな最低賃金プラス5円の額が対象となる | | | | | | | | |
| 募集期間（予定） | 令和7年6月2日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります | | | | | | | | |

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

| 事業名 | 業務改善助成金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|----------|----------------|----------------------------------|-----------|-------|--|-----|----------|----------------|--------|----|------|------|----------------------------------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|----|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|----|------|-------|------|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-------|--------|----|------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業要旨 | 事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | <p>【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者 申請期限 第1期：令和7年4月14日～令和7年6月13日 第2期：令和7年6月14日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日前日 賃金引上げ期間 第1期：令和7年5月1日～令和7年6月30日 第2期：令和7年7月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日前日</p> <p>【支給要件】 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を一定以上引上げることなど。</p> <p>【支援の内容】 企業の生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングの実施などにかかった経費の一部を助成します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース区分</th> <th rowspan="2">引き上げる労働者数</th> <th colspan="2">助成上限額</th> <th rowspan="2">助成率</th> </tr> <tr> <th>右記以外の事業者</th> <th>事業場規模30人未満の事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">30円コース</td> <td>1人</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1000円未満 4/5 1000円以上3/4</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>50万円</td> <td>90万円</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>70万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>100万円</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上(※)</td> <td>120万円</td> <td>130万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">45円コース</td> <td>1人</td> <td>45万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>70万円</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>100万円</td> <td>140万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>150万円</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上(※)</td> <td>180万円</td> <td>180万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">60円コース</td> <td>1人</td> <td>60万円</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>90万円</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>150万円</td> <td>190万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>230万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上(※)</td> <td>300万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">90円コース</td> <td>1人</td> <td>90万円</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>2～3人</td> <td>150万円</td> <td>240万円</td> </tr> <tr> <td>4～6人</td> <td>270万円</td> <td>290万円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上(※)</td> <td>600万円</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 10人以上の上限度区分は「特例事業者」が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。 特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②のいずれかに該当する事業場 ①事業場内最低賃金1,000円未満の事業場 ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者</p> <p>【問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：0120-366-440 TEL：029-246-6371 （受付時間：平日8:30～17:15）</p> | | | コース区分 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | | 助成率 | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 | 30円コース | 1人 | 30万円 | 60万円 | 1000円未満 4/5 1000円以上3/4 | 2～3人 | 50万円 | 90万円 | 4～6人 | 70万円 | 100万円 | 7人以上 | 100万円 | 120万円 | 10人以上(※) | 120万円 | 130万円 | 45円コース | 1人 | 45万円 | 80万円 | 2～3人 | 70万円 | 110万円 | 4～6人 | 100万円 | 140万円 | 7人以上 | 150万円 | 160万円 | 10人以上(※) | 180万円 | 180万円 | 60円コース | 1人 | 60万円 | 110万円 | 2～3人 | 90万円 | 160万円 | 4～6人 | 150万円 | 190万円 | 7人以上 | 230万円 | 230万円 | 10人以上(※) | 300万円 | 300万円 | 90円コース | 1人 | 90万円 | 170万円 | 2～3人 | 150万円 | 240万円 | 4～6人 | 270万円 | 290万円 | 7人以上 | 450万円 | 450万円 | 10人以上(※) | 600万円 | 600万円 |
| コース区分 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | | | | 助成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30円コース | 1人 | 30万円 | 60万円 | 1000円未満 4/5 1000円以上3/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2～3人 | 50万円 | 90万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4～6人 | 70万円 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7人以上 | 100万円 | 120万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10人以上(※) | 120万円 | 130万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45円コース | 1人 | 45万円 | 80万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2～3人 | 70万円 | 110万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4～6人 | 100万円 | 140万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7人以上 | 150万円 | 160万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10人以上(※) | 180万円 | 180万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60円コース | 1人 | 60万円 | 110万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2～3人 | 90万円 | 160万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4～6人 | 150万円 | 190万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7人以上 | 230万円 | 230万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10人以上(※) | 300万円 | 300万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 90円コース | 1人 | 90万円 | 170万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2～3人 | 150万円 | 240万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4～6人 | 270万円 | 290万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7人以上 | 450万円 | 450万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10人以上(※) | 600万円 | 600万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

最低賃金の上げのための環境整備に取り組みたい

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|---|--------|--|------|--------|--------|---------|------|-----|------|------|--------|--|------|---|
| 事業名 | いばらき業務改善奨励金 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業要旨 | 賃金引上げ後の事業場内最低賃金が1,040円以上の中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金（国）の自己負担額の1/2を助成します。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | <p>【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者</p> <p>【支給要件等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">助成対象者</td> <td> <p>① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が990円以上になること （従業員50人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること</p> <p>② 令和6年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成率・上限</td> <td> <p>○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の1/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">国助成率</td> <td>3/4の場合</td> <td>4/5の場合</td> <td>9/10の場合</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">県助成率</td> <td style="border: 2px solid black;">1/8</td> <td style="border: 2px solid black;">1/10</td> <td style="border: 2px solid black;">1/20</td> </tr> </table> <p>○助成上限額：最大100万円</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成対象経費</td> <td> <p>生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">募集期間</td> <td> <p>令和7年4月1日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</p> </td> </tr> </table> <p>【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html</p> | 助成対象者 | <p>① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が990円以上になること （従業員50人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること</p> <p>② 令和6年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること</p> | 助成率・上限 | <p>○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の1/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">国助成率</td> <td>3/4の場合</td> <td>4/5の場合</td> <td>9/10の場合</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">県助成率</td> <td style="border: 2px solid black;">1/8</td> <td style="border: 2px solid black;">1/10</td> <td style="border: 2px solid black;">1/20</td> </tr> </table> <p>○助成上限額：最大100万円</p> | 国助成率 | 3/4の場合 | 4/5の場合 | 9/10の場合 | 県助成率 | 1/8 | 1/10 | 1/20 | 助成対象経費 | <p>生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</p> | 募集期間 | <p>令和7年4月1日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</p> |
| 助成対象者 | <p>① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が990円以上になること （従業員50人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年10月1日以降に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること</p> <p>② 令和6年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成率・上限 | <p>○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の1/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">国助成率</td> <td>3/4の場合</td> <td>4/5の場合</td> <td>9/10の場合</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">県助成率</td> <td style="border: 2px solid black;">1/8</td> <td style="border: 2px solid black;">1/10</td> <td style="border: 2px solid black;">1/20</td> </tr> </table> <p>○助成上限額：最大100万円</p> | 国助成率 | 3/4の場合 | 4/5の場合 | 9/10の場合 | 県助成率 | 1/8 | 1/10 | 1/20 | | | | | | | | |
| 国助成率 | 3/4の場合 | 4/5の場合 | 9/10の場合 | | | | | | | | | | | | | | |
| 県助成率 | 1/8 | 1/10 | 1/20 | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成対象経費 | <p>生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集期間 | <p>令和7年4月1日から令和8年1月30日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

長時間労働是正のための助成を受けたい

| 事業名 | 働き方改革推進支援助成金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---------------|-----------------|----|--|---------------|-----------------|-----|-----------|-----------|-------|-------|----------------------------|-----------|--------|-----|-----|-------|--------|--------|----------------------------|-------|--------|
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象分類 | 融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業要旨 | 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | <p><u>勤務間インターバル導入コース</u></p> <p>勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。</p> <p>【対象者】</p> <p>勤務間インターバルを導入していない事業場を有する中小企業事業主など</p> <p>(注) 中小企業事業主とは、以下のAまたはBを満たす中小企業となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2">業種</th> <th>A.資本又は 出資額</th> <th>B.常時使用する 労働者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業</td> <td>小売業、飲食店など</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院は、常働者数が300人以下の場合に中小企業に該当します。</p> <p>【支給対象となる費用】</p> <p>勤務間インターバルの導入に向けた、以下の取組に必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家によるコンサルティング ・ 就業規則等の作成や変更 ・ 労務管理用機器の導入や更新 ・ 人材確保に向けた取組 ・ 労働能率の増進に資する設備・機器の導入や更新 など <p>【助成額】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 導入する勤務間インターバル時間数に応じて、最大120万円 ② ①に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合に、その労働者数に応じて助成金の上限額を6万～最大720万円加算 ③ 助成上限額は、①及び②の合計とし、最大840万円 <p><u>労働時間短縮・年休促進支援コース</u></p> <p>生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。</p> <p>【対象者】</p> <p>以下の①から③の成果目標を1つ以上選択し、達成した中小企業事業主</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか1つ以上を新たに導入すること | | | 業種 | | A.資本又は 出資額 | B.常時使用する 労働者 | 小売業 | 小売業、飲食店など | 5,000万円以下 | 50人以下 | サービス業 | 物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など | 5,000万円以下 | 100人以下 | 卸売業 | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | その他の業種 | 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など | 3億円以下 | 300人以下 |
| 業種 | | A.資本又は 出資額 | B.常時使用する 労働者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小売業 | 小売業、飲食店など | 5,000万円以下 | 50人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス業 | 物品賃貸業、宿泊業、医療※、福祉、複合サービス業など | 5,000万円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 卸売業 | 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の業種 | 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業など | 3億円以下 | 300人以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【支給対象となる費用】

上記成果目標達成に向けた、以下のような取組に必要な費用

- ・就業規則等の作成・変更
- ・労務管理担当者・労働者への研修
- ・外部専門家によるコンサルティング
- ・労務管理用機器等の導入・更新
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- ・人材確保に向けた取組 など

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大920万円

| 支給要件 | 達成状況 | 上限額 |
|--|---|--|
| 成果目標①において、 36協定における月の時間外・休日労働時間数の設定時間に応じて支給 | 現に36協定で時間外・休日労働時間数を月80時間を超えて設定している事業場が、月60時間以下に設定 | 150万円 (時間外・休日労働で月60時間を超え月80時間以下の設定に留まった場合は、上限額50万円支給) |
| | 現に36協定で時間外・休日労働時間数を月60時間を超えて設定している事業場が、月60時間以下に設定 | 100万円 |
| 成果目標②を達成した場合に支給 | 成果目標を達成した場合 | 25万円 |
| 成果目標③を達成した場合に支給 | 成果目標を達成した場合 | 25万円 |

※記に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を6万円～最大720万円を加算

団体推進コース

労働者を雇用する事業主（構成事業主）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金の引上げに取り組む事業主団体に対して経費の一部を助成するものです。

【対象者】

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

【支給対象となる費用】

団体推進に向けた、以下の取組に必要な費用

- ・市場調査の事業
- ・新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ・材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ・好事例の収集、普及啓発の事業
- ・セミナーの開催などの事業
- ・人材確保に向けた取り組みの事業 など

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大1000万円

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額を控除した額
- ③ 上限額 ※原則500万円

業種別課題対応コース（建設業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や週休 2 日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 139 条第 1 項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36 協定を締結していること。
4. 「成果目標：9 時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去 2 年間に於いて月 45 時間を超える時間外労働の実態があること。

など(※2)

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

(※2) その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,270 万円

以下のいずれか低い方の額

- I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)

(※4) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合は、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は 4/5

業種別課題コース（運送業等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 140 条第 1 項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。

2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など（※2）

（※1）中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

（※2）その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修（※3）
- ② 労働者に対する研修（※3）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※4）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※4）

（※3）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※4）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大1,190万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4（※5）

（※5）常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合は、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（病院等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主（※1）であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など（※2）

（※1）中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が5,000万円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

（※2）その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
 - ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取組
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)
- (※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
 (※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,240 万円
 以下のいずれか低い方の額

- I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

(※5)常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（情報通信業、宿泊業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G 情報通信業」（大分類）または「M 宿泊業、飲食サービス業」（大分類）のうち「75 宿泊業」（中分類）に該当する中小企業事業主(※1)であること。
 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
 4. 「成果目標：9時間以上の勤務間インターバルを導入する」を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
- など(※2)

(※1) 中小企業事業主の範囲

以下のAまたはBの要件を満たす企業が中小企業事業主になります。

| 業種 | A 資本または出資額 | B 常時使用する労働者 |
|--------|------------|-------------|
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| その他の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |

(※2) その他の要件についてはお問い合わせください。

【支給対象となる費用】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組

- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※4)
(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【助成額】

成果目標の達成状況に応じて最大 1,170 万円

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

(※5) 常時使用する労働者数が 30 人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する
場合、その所要額が 30 万円を超える場合の補助率は4/5

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL : 029-246-6371

テレワークを導入するための支援を受けたい

| | |
|------|---|
| 事業名 | 人材確保等支援助成金（テレワークコース） |
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他 |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 |
| 事業要旨 | 良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。 |
| 事業概要 | <p>【対象者】 テレワーク勤務を新規導入及び試行的に導入している又は導入していた中小企業事業主</p> <p>【支給対象となる費用】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 2. 外部専門家によるコンサルティング 3. テレワーク用通信機器の導入・運用 ※テレワーク用サービス利用料 ※令和5年4月1日からテレワーク用端末（PC、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。 4. 労務管理担当者に対する研修 5. 労働者に対する研修 <p>【主な受給要件】 （機器等導入助成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 2. 計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 3. 1. の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 4. 評価期間（機器等導入助成）におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下（1）または（2）の基準を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> （1）評価期間（機器等導入助成）において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 （2）評価期間（機器等導入助成）にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 5. 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 <p>（目標達成助成）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 離職率に係る目標の達成 <ol style="list-style-type: none"> （1）テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 （2）評価時離職率が30%以下であること。 2. 評価機関（目標達成助成）において1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 |

【支給額】

機器等導入助成と目標達成助成において、下表のとおり支給されます。

| 助成 | 支給額 |
|---------|--|
| 機器等導入助成 | 1 企業あたり、支給対象となる経費の 30% ※ただし、以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・ 1 企業あたり 100 万円 ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円 |
| 目標達成助成 | 1 企業あたり、支給対象となる経費の 20% 〈賃金要件を満たす場合 35%〉 ※ただし、以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・ 1 企業あたり 100 万円 ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円 |

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【問い合わせ先】

テレワークに関する各種相談を受け付けております。

テレワーク相談センター（厚生労働省からの委託先）

<https://www.japan-telework.or.jp>

E-mail : sodan@japan-telework.or.jp

TEL : 0120-861009（受付時間：平日 9:00～17:00）

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL : 029-246-6371

IT ツールを導入するための助成を受けたい

| 事業名 | IT 導入補助金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------------------------|------------|--------|----|--------|--------|-----|-----|------|-----------------|-----------|--------|------|--------------------|------------|--------|--|-------------|--------------------|----------|--------|-------------|--|-------------------|---------|--------|------------------------------|-----------|--------|
| 対象分野 | 金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、労働環境整備支援、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象分類 | 融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業要旨 | 中小企業等が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | <p>【対象者】 中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象）</p> <p>【補助対象事業】 <input type="radio"/> 通常枠（A・B 類型） IT 導入支援事業者が登録する IT ツールを導入する事業 <input type="radio"/> セキュリティ対策推進枠 高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスク低減を支援 <input type="radio"/> デジタル化基盤導入類型 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進</p> <p>【補助対象経費】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">種別</th> <th style="width: 45%;">補助対象経費</th> <th style="width: 15%;">補助上限金額</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">通常枠</td> <td style="text-align: center;">A 類型</td> <td>ソフトウェア費・クラウド利用料</td> <td style="text-align: center;">30～150 万円</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 類型</td> <td>（最大 1 年分補助）・導入関連費等</td> <td style="text-align: center;">150～450 万円</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">セキュリティ対策推進枠</td> <td>サービス利用料（最大 2 年分補助）</td> <td style="text-align: center;">5～100 万円</td> <td style="text-align: center;">2 分の 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">デジタル化基盤導入類型</td> <td rowspan="2"></td> <td>ソフトウェア購入費、クラウド利用料</td> <td style="text-align: center;">5～50 万円</td> <td style="text-align: center;">4 分の 3</td> </tr> <tr> <td>（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等</td> <td style="text-align: center;">50～350 万円</td> <td style="text-align: center;">3 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ IT 導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録された IT ツールのみが補助対象</p> <p>【申請方法、問い合わせ先】 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業コールセンター https://www.it-hojo.jp/ TEL：0570-666-424（受付時間：平日 9:30～17:30） ※IP 電話等からお問い合わせの場合は、042-303-9749 までご連絡ください。</p> | | | | 種別 | 補助対象経費 | 補助上限金額 | 補助率 | 通常枠 | A 類型 | ソフトウェア費・クラウド利用料 | 30～150 万円 | 2 分の 1 | B 類型 | （最大 1 年分補助）・導入関連費等 | 150～450 万円 | 2 分の 1 | | セキュリティ対策推進枠 | サービス利用料（最大 2 年分補助） | 5～100 万円 | 2 分の 1 | デジタル化基盤導入類型 | | ソフトウェア購入費、クラウド利用料 | 5～50 万円 | 4 分の 3 | （最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等 | 50～350 万円 | 3 分の 2 |
| | 種別 | 補助対象経費 | 補助上限金額 | 補助率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通常枠 | A 類型 | ソフトウェア費・クラウド利用料 | 30～150 万円 | 2 分の 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | B 類型 | （最大 1 年分補助）・導入関連費等 | 150～450 万円 | 2 分の 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | セキュリティ対策推進枠 | サービス利用料（最大 2 年分補助） | 5～100 万円 | 2 分の 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デジタル化基盤導入類型 | | ソフトウェア購入費、クラウド利用料 | 5～50 万円 | 4 分の 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等 | 50～350 万円 | 3 分の 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |